

団体の概要

概要及び設立時期

日本酒造組合中央会は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づき、昭和28年に設立。

目的

会員同士の緊密な連絡による親和と、相互の協調する精神に基づき、酒税の円滑な納税を促進し、酒類業界の安定と健全な進歩、発展のために必要な事業を行い、自主的、かつ、自由公正な事業活動の振興を期すると共に、酒税の保全に協力し、共同の利益の増進を図る。

代表者

会長 大倉治彦

会員

各都道府県 酒造組合・酒造組合連合会 47会員※

各都道府県 酒造組合・酒造組合連合会には、各都道府県内の日本酒、本格焼酎・泡盛、本みりんの製造業者が所属。

※令和5年12月7日時点

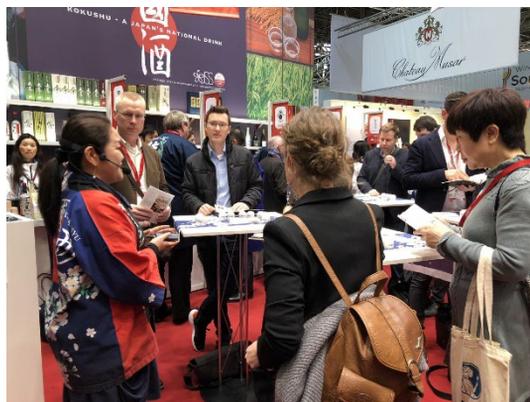
主な取組

海外における販路開拓活動

- 傘下の事業者を取りまとめて、フランスやドイツなどの酒類専門展示会に出展。
※ 直近では、新型コロナウイルス感染症の影響のため、オンライン商談会に切り替えるなどの対応を実施。



Vinexpo (フランス・ポルドー)



ProWein (ドイツ・デュッセルドルフ)

日本酒造組合中央会

(Japan Sake and Shochu Makers Association)



■ 主な取組（続き）

海外におけるジャパブランドの確立に向けた取組

- ・ 国際ソムリエ協会等とパートナーシップ協定を締結。世界のワイン市場関係者に対し日本酒の魅力を発信。
- ・ 日本酒、本格焼酎・泡盛の認知度向上と正しい知識の普及を図るため、世界各国においてセミナーや試飲会等のイベントを実施。



国際ソムリエ協会とのパートナーシップに基づくソムリエ教育プログラムでのPR（マレーシア・クアラルンプール）



本格焼酎・泡盛セミナー（米国・ニューヨーク）

業界共通の課題解決に向けた取組

- ・ 日本国内の国際拠点空港の免税エリア内にブースを設置し、訪日外国人旅行者を対象として日本酒、本格焼酎・泡盛をPR。
- ・ 市場情報の収集、情報発信、事業サポートを行う海外サポートデスクを設置。
※ 米国、カナダ、英国、フランス、スペイン、イタリア、中国、香港、台湾、シンガポール
- ・ 米国ニューヨーク州、カリフォルニア州の料飲店においてビールやワイン等と同様の免許で本格焼酎・泡盛を販売できるよう、規制緩和に向けた活動を実施。



羽田空港におけるPR

（参考）日本酒、本格焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組

○ 令和3年12月 「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録

※ 保持団体：日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会
（会長 小西 新右衛門（日本酒造組合 中央会副会長））

○ 令和4年3月 「伝統的酒造り」についてユネスコ事務局に提案書を提出

（今後のスケジュール）令和6年11月頃：審議（見込み）



〔 日本酒造組合中央会からの聞き取り等を基に国税庁が作成 〕